

平成 27 年 7 月 31 日

平成 27 年度国立研究開発法人電子航法研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人電子航法研究所は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度国立研究開発法人電子航法研究所調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 電子航法研究所における平成 26 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 74 件、契約金額は 4.3 億円である。また、競争性のある契約は 71 件 (95.9%)、4.1 億円 (96.2%)、競争性のない契約は 3 件 (4.1%)、0.2 億円 (3.8%) となっている。

契約については、原則として、競争性のある契約によることとしているが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する契約(水道等)については、随意契約としている。

表 1 平成 26 年度の電子航法研究所の調達全体像

(単位:件、億円)

	平成 25 年度		平成 26 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(95.2%) 60	(97.7%) 6.6	(94.6%) 70	(95.7%) 4.1	(16.7%) 10	(△38.4%) △2.5
企画競争・公募	(0%) 0	(0%) 0	(1.4%) 1	(0.6%) 0.0	(0%) 1	(0%) 0
競争性のある契約(小計)	(95.2%) 60	(97.7%) 6.6	(95.9%) 71	(96.2%) 4.1	(18.30%) 11	(△38.0%) △2.5
競争性のない随意契約	(4.8%) 3	(2.3%) 0.2	(4.1%) 3	(3.8%) 0.2	(0%) 0	(△4.0%) 0.0
合 計	(100%) 63	(100%) 6.8	(100%) 74	(100%) 4.3	(17.5%) 11	(△37.0%) △2.5

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

- (2) 電子航法研究所における平成 26 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 34 件 (52.3%)、契約金額は 2.0 億円 (58.3%) である。

前年度と比較して、「一者応札」の競争入札契約に占める割合は、25 年度よりやや減少したがほぼ横ばい状態が続いている。具体的には以下のとおりである。

表2 平成 26 年度電子航法研究所の二者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成 25 年度	平成 26 年度	比較増△減
2者以上	件数	24 (47.1%)	31 (47.7%)	7 (26.9%)
	金額	3.3 (51.5%)	1.4 (41.7%)	△1.9 (△57.6%)
1者以下	件数	27 (52.9%)	34 (52.3%)	7 (25.9%)
	金額	2.8 (48.5%)	2.0 (58.3%)	△0.8 (28.6%)
合 計	件数	51 (100%)	65 (100%)	6 (11.8%)
	金額	6.1 (100%)	3.4 (100%)	△2.7 (△44.3%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の()書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、27 年度については以下の項目について、競争性のない随意契約件数を前年度実績以下に抑制する等、状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。【評価指標“競争性のない随意契約件数”】

(1) 共同調達の拡大

平成 26 年度は海上技術安全研究所、交通安全環境研究所とコピー用紙と電気設備の保守に関して共同調達を実施した。同様の未実施案件について共同調達を推進する。

(2) 契約手続きの見直し

平成 27 年度も引き続き以下の取組を行うことにより、適正な調達を目指す。

① 仕様書の内容の見直し

具体的かつ詳細に明示し、性能要件で記載する等、更なる仕様の明確化に努める。

② 公告期間の延長

十分な準備期間を増やすため、休日を除いて 10 日以上公告期間について、調達内容・規模により公告期間の更なる延長に努める。

③ 複数見積の徴取

適正な予定価格を設定するため、複数者から必ず見積りを徴取する様努める。

④ 情報提供の拡充

RSS 配信による情報提供を進めているが、複数者応札を促進するため、メルマガ等により効果的な情報提供を進める。

⑤ 複数年契約の導入

当初の機器・ソフトウェアの製造・購入と追加調達・機能追加・保守等を可能な範囲で一括して行い競争の適用拡大に努める。

- ⑥ 公募競争契約等の適用応札可能な事業者が1者に限定されることが明らかである場合は、公募競争契約等、適切な契約方式を検討する。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された契約審査会(委員長は理事)に報告し、その理由及び競争性のある調達手続きの実施の可否について点検を受ける。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

当法人では、コンプライアンスセルフチェックマニュアルを作成するとともに、全職員を対象に定期的な研修を行っている。年に一度コンプライアンスセルフチェックを行うこと等により、不祥事の未然防止等に努める。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	理事
副総括責任者	総務課長
メンバー	企画課長、航空交通管理領域長、航法システム領域長、監視通信領域長、岩沼分室長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、電子航法研究所のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。